

議案第23号

三朝町ふるさと健康むらの指定管理者の指定について

次のとおり三朝町ふるさと健康むらの指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、本義会の議決を求める。

平成25年3月7日

三朝町長 吉田 秀光

管理を行わせる施設の 名称及び所在地	指定管理者		指定期間
	名称及び代表者名	所在地	
三朝町ふるさと健康むら 三朝町大字横手15番地1	三朝温泉観光協会 会長 藤井 享	三朝町大字三朝 973番地1	平成25年4月1日 から平成28年3月 31日まで